

議案第 9 1 号

渋川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

渋川市老人福祉センター条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「老人福祉の」を「老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 1 5 条第 5 項の規定に基づき、老人福祉の」に、「老人福祉センター」を「渋川市老人福祉センター（以下「センター」という。）」に改める。

第 2 条中「老人福祉センター」を「センター」に改める。

第 3 条中「渋川市老人福祉センター（以下「センター」という。）」を「センター」に改める。

第 4 条中「管理は」の次に「、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により」を加える。

第 6 条第 2 項中「必要」を「、必要」に改める。

第 8 条第 1 項中「（渋川市子持老人福祉センターについては、市内に居住する 6 0 歳以上の者）」を削る。

第 1 3 条第 1 項第 3 号中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第 1 中「渋川市渋川老人福祉センター」を「渋川市渋川地域福祉センター」に、「渋川市子持老人福祉センター」を「渋川市地域福祉センターこもちの湯」に改める。

別表第 2 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 2（第 6 条関係）

施設	開館時間
渋川市渋川地域福祉センター	午前 9 時から午後 4 時まで
渋川市小野上地域福祉センター	5 月から 1 0 月まで 午前 8 時 3 0 分から午後 7 時まで

	1 1月から4月まで 午前8時30分から 午後5時まで
渋川市地域福祉センターこ もちの湯	午前9時30分から午後8時まで

別表第3（第7条関係）

施設	休館日
渋川市渋川地域福祉 センター	(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その翌々日） (2) 祝日法に規定する休日の翌日（翌日が日曜日に当たるときは、その翌々日） (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
渋川市小野上地域福祉 センター	(1) 水曜日及び日曜日 (2) 祝日法に規定する休日 (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
渋川市地域福祉セン ターこもちの湯	(1) 日曜日 (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

別表第4（第15条関係）

区分	利用料金	
	市内	市外
65歳以上の者、障害者及び 小学校就学前の者	無料	300円
小・中学校の児童及び生徒	100円	
上記以外の者	200円	

備考 障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づき都道府県及び指定都市が交付する療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25

年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

理 由

開館時間等の見直し及び条例の評価・見直しの審査結果に基づく改正をするため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置） 第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定に基づき、老人福祉の増進を図るため、<u>渋川市老人福祉センター（以下「センター」という。）</u>を設置する。</p> <p>（名称及び位置） 第2条 <u>センター</u>の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（事業） 第3条 <u>センター</u>で行う事業は、次のとおりとする。 （1）～（5）（略）</p> <p>（指定管理者による管理） 第4条 <u>センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。</u></p> <p>（開館時間） 第6条（略） 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、<u>必要</u>と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>（利用者の範囲） 第8条 <u>センターを利用することができる者は、原則として市内に居住する者</u> <u>_____とする。</u> 2（略）</p> <p>（利用許可の取消し等） 第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又</p>	<p>（設置） 第1条 <u>老人福祉の</u> <u>_____増進を図るため、老人福祉センター</u> <u>_____を設置する。</u></p> <p>（名称及び位置） 第2条 <u>老人福祉センター</u>の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（事業） 第3条 <u>渋川市老人福祉センター（以下「センター」という。）</u>で行う事業は、次のとおりとする。 （1）～（5）（略）</p> <p>（指定管理者による管理） 第4条 <u>センターの管理は_____、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。</u></p> <p>（開館時間） 第6条（略） 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は<u>必要</u>と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>（利用者の範囲） 第8条 <u>センターを利用することができる者は、原則として市内に居住する者（渋川市子持老人福祉センターについては、市内に居住する60歳以上の者）とする。</u> 2（略）</p> <p>（利用許可の取消し等） 第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又</p>

はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 利用料金を納期限までに納付しないとき。
- (4)・(5) (略)

2 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
渋川市渋川地域福祉センター	渋川市渋川3890番地1
渋川市小野上地域福祉センター	渋川市小野子9番地1
渋川市地域福祉センターこもちの湯	渋川市吹屋658番地20

別表第2 (第6条関係)

施設	開館時間
渋川市渋川地域福祉センター	午前9時から午後4時まで
渋川市小野上地域福祉センター	5月から10月まで 午前8時30分から午後7時まで 11月から4月まで 午前8時30分から午後5時まで
渋川市地域福祉センターこもちの湯	午前9時30分から午後8時まで

別表第3 (第7条関係)

施設	休館日
渋川市渋川地域福祉センター	(1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日に当たるときは、その翌々日) (2) 祝日法に規定する休日の翌日(翌日が日曜日に当たるときは、その翌々日) (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
渋川市小野上地域福祉センター	(1) 水曜日及び日曜日 (2) 祝日法に規定する休日 (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
渋川市地域福祉センター	(1) 日曜日

はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 使用料金を納期限までに納付しないとき。
- (4)・(5) (略)

2 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
渋川市渋川老人福祉センター	渋川市渋川3890番地1
渋川市小野上地域福祉センター	渋川市小野子9番地1
渋川市子持老人福祉センター	渋川市吹屋658番地20

別表第2 (第6条関係)

施設	開館時間
渋川市渋川老人福祉センター	4月から9月まで 午前9時から午後6時まで 10月から3月まで 午前9時30分から午後5時まで
渋川市小野上地域福祉センター	午前8時30分から午後8時まで 入浴時間 午前11時から午後8時まで
渋川市子持老人福祉センター	午前9時30分から午後4時まで

別表第3 (第7条関係)

施設	休館日
渋川市渋川老人福祉センター	(1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日に当たるときは、その翌々日) (2) 祝日法に規定する休日の翌日(翌日が日曜日に当たるときは、その翌々日) (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
渋川市小野上地域福祉センター	毎週火曜日、土曜日
渋川市子持老人福祉センター	(1) 日曜日 (2) 祝日法に規定する休日

ターこもちの湯 | (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

別表第4 (第15条関係)

区分	利用料金	
	市内	市外
65歳以上の者、障害者及び小学校就学前の者	無料	300円
小・中学校の児童及び生徒	100円	
上記以外の者	200円	

備考 障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づき都道府県及び指定都市が交付する療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

(3) 12月28日から翌年1月4日までの日

別表第4 (第15条関係)

(1) 渋川市渋川老人福祉センター

区分	利用料金	
	市内	市外
60歳以上の者、障害者及び小学校就学前の者	無料	300円
小・中学校の児童及び生徒	100円	
上記以外の者	200円	
団体	150円	
	(1人につき)	

備考：団体とは、10人以上のものをいう。

(2) 渋川市小野上地域福祉センター

区分	利用料金	
	市内	市外
70歳以上の者、障害者及び小学校就学前の者	無料	300円
上記以外の者	200円	

(3) 渋川市子持老人福祉センター

区分	利用料金	
	市内	市外
60歳以上の者及び障害者	無料	300円
上記以外の者	200円	